

対フィリピン国別開発協力方針

2023 年 9 月

1. 対フィリピン開発協力のねらい

フィリピンは、海上交通路の要衝に位置し、地政学上重要であることに加え、自由、民主主義、人権と人間の尊厳の尊重、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化といった基本的な原則や価値を我が国と共有している。我が国は、フィリピンと極めて緊密な関係を築いており、2023 年には、マルコス大統領の訪日等を通じ、両国の「戦略的パートナーシップ」が更に深化した。

日本とフィリピンとの間では、2008 年に経済連携協定が発効しており、2022 年現在、多くの日系企業がフィリピンに進出するなど、フィリピンは、我が国にとって重要な経済活動の基盤となっている。両国の人的交流は引き続き拡大しており、少子高齢化が進むとともにグローバル化に向けた英語教育強化を進める我が国と、高い英語力と社会性を有する若年労働力を有するフィリピンとの間で、補完的な協力関係にある。また、フィリピンは、コロナ禍の期間を除き堅固な経済成長を維持し、数年内の上位中所得国入りが見込まれている上、人口ボーナスが 2050 年まで続く等、アジアの中でも市場としてのポテンシャルが高い¹。

他方、フィリピンが今後「質の高い成長」を続けていくためには、インフラ整備、治安・テロ対策、自然災害対策、ミンダナオの平和・安定と開発・発展の促進等、広範にわたる課題に引き続き取り組む必要がある。

これらの課題に対し、フィリピン政府は「フィリピン開発計画 2023－2028 年」を策定し、「豊かで包摂的かつ強靱な社会を実現するための経済的・社会的変革の達成」を目標として国造りを進めている。

我が国が、我が国の強みを活かしつつ、これらの課題の解決に向けたフィリピンの取組を積極的に後押しし、フィリピンの持続可能な開発目標（SDGs）の達成に配慮した質の高い経済成長を下支えすることは、両国の「戦略的パートナーシップ」の更なる強化に繋がる。また、基本的な原則や価値を共有するフィリピンの安定的な成長は、インド太平洋地域における平和と安定にも繋がり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に貢献するものである。

2. 我が国の ODA の基本方針（大目標）：「豊かで包摂的かつ強靱な社会を実現するための経済的・社会的変革」の達成に向けた協力の実施

我が国は、「フィリピン開発計画 2023－2028 年」が目標とする「豊かで包摂的かつ強靱な社会を実現するための経済的・社会的変革の達成」に向けて、日・フィリピン共同声明（2023 年 2 月）の着実な実施を含めた開発協力を実施しつつ、すべてのフィリピン国民が経済開発の恩恵を享受できるような生計向上及び生活利便性の改善に貢献する。

3. 重点分野（中目標）

（1）持続的経済成長のための基盤の強化

¹ 世界銀行によると、2022 年フィリピンの一人当たりの GNI は 3,950 米ドル、高中所得国の閾値は 4,466 米ドルとなっている。

我が国は、持続的経済成長の達成に必要な基盤強化のため、大首都圏及び地方都市を中心とした交通ネットワークを始めとした質の高いインフラの整備及び運営・維持管理、デジタル化の推進と放送・通信インフラの改良、高付加価値化や持続可能性の強化に向けた農業・農村開発等に対する協力を実施する。

(2) 包摂的で強靱な成長のための人間の安全保障の確保

自然災害、上下水、廃棄物管理を含む環境問題及び気候変動、感染症対策を含むユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成等の社会課題解決等に対する協力を実施し、脆弱性の克服及び生活基盤の安定・強化を図る。また、治安・テロ対策や海上保安分野の能力構築等を通じた法執行能力強化に対する協力を実施する。

(3) ミンダナオにおける平和・安定と開発・発展の促進

我が国は長年にわたり、日本バンサモロ復興開発イニシアティブ（J-BIRD）の枠組の下、ミンダナオにおける平和の定着を実現するための支援を行ってきた。2019年2月にバンサモロ暫定自治政府が発足し、和平プロセスは大きく進展したが、引き続き2025年の自治政府樹立に向けたミンダナオ和平プロセスの着実な実施と平和の配当としての開発、その後の平和の定着を促進するため、バンサモロ暫定自治政府の能力強化支援、正常化プロセスへの人的・物的支援、基礎インフラ整備を含めた紛争後の復興支援、開発格差による貧困の削減支援等を実施する。

4. 留意事項

(1) 治安情勢が流動的な地域での開発協力に、引き続き留意が必要である。特にミンダナオ西部では平和の定着を後押しすべく、関係者の安全確保に十分に留意したうえで、地域バランスとニーズを考慮した協力を行う。

(2) 開発協力の有効性を高めるため、フィリピン政府と十分な協議を行い、官民連携の推進も含め、様々な主体との「連携」を強化し、フィリピンとの「共創」を図る。

(3) 開発協力に際しては、有償・無償・技術協力、PPP支援スキームなどを有機的に組み合わせ、開発効果の向上を図るとともに、適切な予算措置、用地取得、税還付等の課題に対して、フィリピン側のオーナーシップを確保の上で対応する必要があることに留意する。

(了)

別紙：事業展開計画